

## 賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項 (インフレスライド条項) の適用について

公共工事の品質確保とその中・長期的な担い手の確保・育成の観点から、国は「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）および「令和4年3月から適用する設計業務等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）を決定・公表し、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）と比べて全国平均で約2.5%引き上げました。

併せて国は、予定価格の積算に当たっては、新労務単価を早期適用とともに、一定の既契約の工事についても、インフレスライド条項を適用し、新労務単価を反映するよう各自治体に対して要請しています。

練馬区においても、この要請を踏まえ、一定の要件を満たす既契約工事についても新労務単価に対応することとしました。

令和4年3月1日が工期内にあり、かつ残工期が2か月以上ある工事を対象に、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、インフレスライド条項（工事請負契約書第24条第6項）を適用します。

なお、インフレスライド条項の適用対象工事の受注事業者の方には、手続き等について別途通知します。

受注事業者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解いただき、契約金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、労務単価の上昇を踏まえた技能労働者への賃金水準の引上げおよび法定福利費相当額（事業者負担分および労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約について、より一層の対応をお願いします。